

災害用トイレ等に関する協定書

令和 7 年 7 月 15 日

滋賀県

スタートライト工業株式会社

災害用トイレ等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）とスタートライト工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時および平常時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し、災害時等の災害用トイレ等の提供や平常時に甲が実施する啓発活動等に関する支援協力を求めるにあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、乙の支援協力が必要であると認めるときは、乙に対して支援の協力を要請することができる。

（支援協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請できる内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における災害用トイレ等の提供および甲の指定する場所への運搬
- (2) 平常時に甲が実施する防災にかかる訓練、出前講座その他啓発活動等への乙からの人員派遣等の協力
- (3) その他、甲乙が協議の上、定める事項

（支援協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、速やかに対応するよう努めるものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、第2条の規定による協力が必要であると判断したときは、乙に対しあらかじめ定める協力要請書（別記様式1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請するものとし、事後に要請様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲において、当該要請に基づく支援を行うものとし、支援可能報告書（別記様式2号）により支援可能な内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の費用は、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、同条第1項第1号に基づき提供される災害用トイレ等の対価および運搬の費用については、災害発生の直前における価格を基準として、決定するものとする。

(支援報告)

第7条 乙は、支援終了後、完了報告書（別記様式第3号）により、速やかに甲に支援内容を報告するものとする。

(費用の支払)

第8条 乙は、第7条の規定による報告後、甲の認定を受けて第6条に定める費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく乙に支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書にて報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

(情報の共有)

第10条 甲および乙は、この協定に基づく支援の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するものとする。

(損害補償)

第11条 この協定に基づく支援に従事した者の負傷、疾病、障害または死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、甲乙協議の上、決定する。

(第三者への損害賠償責任)

第12条 乙は、この協定に基づく業務中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙がこの協定に基づく業務の実施中に天災等自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(連絡体制の確認)

第13条 甲および乙は、災害時等にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制についてあらかじめ定めるものとする。

2 前項に定める連絡体制については、年度始め等、年1回を目途に相互に確認するものとし、変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(取決めの見直し等)

第 14 条 甲および乙は、災害時等におけるこの協定の実行性を確保するため、年1回を目途に、取り決め内容を見直すものとする。

(疑義等の決定)

第 15 条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議の上、別途定めるものとする。

(適用)

第 16 条 協定の有効期間は協定締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。以後、甲、乙のいずれかの申し出のない時は、この協定の有効期限を 1 年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 7 月 15 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事

乙 大阪府大阪市旭区大宮四丁目 23 番 7 号
スター ライト 工業 株式 会社
代表 取締役 社長

協力要請書

年 月 日

スター・ライト工業株式会社

様

滋賀県

「災害用トイレ等に関する協定書」第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 応援協力の内容
- 2 応援協力を必要とする場所
- 3 応援協力を要請する期間
- 4 応援協力を要請する人数
- 5 その他必要な事項

【担当者】

所属：
職氏名：
電話番号：
FAX：
E-mail：

支援可能報告書

年 月 日

滋賀県知事 様

スター・ライト工業株式会社
代表取締役社長

「災害用トイレ等に関する協定書」第5条第2項の規定に基づき、支援可能状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 応援協力の内容
- 2 応援協力を必要とする場所
- 3 応援協力を要請する期間
- 4 応援協力を要請する人数
- 5 その他必要な事項

【担当者】

所属：
職氏名：
電話番号：
FAX：
E-mail：

完了報告書

年　　月　　日

滋賀県知事 様

スターライト工業株式会社
代表取締役社長

「災害用トイレ等に関する協定」第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 支援協力期間
- 2 支援内容（トイレの種類・人員等）
- 3 責任者の氏名・連絡先
- 4 その他必要な事項

【担当者】
所属：
職氏名：
電話番号：
FAX：
E-mail：

協力要請書

年 月 日

スター・ライト工業株式会社

様

滋賀県

「災害用トイレ等に関する協定書」第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 応援協力の内容
- 2 応援協力を必要とする場所
- 3 応援協力を要請する期間
- 4 応援協力を要請する人数
- 5 その他必要な事項

【担当者】

所属：
職氏名：
電話番号：
FAX：
E-mail：

支援可能報告書

年 月 日

滋賀県知事様

スター・ライト工業株式会社
代表取締役社長

「災害用トイレ等に関する協定書」第5条第2項の規定に基づき、支援可能状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 応援協力の内容
- 2 応援協力を必要とする場所
- 3 応援協力を要請する期間
- 4 応援協力を要請する人数
- 5 その他必要な事項

【担当者】

所属：
職氏名：
電話番号：
FAX：
E-mail：

完了報告書

年 月 日

滋賀県知事様

スター・ライト工業株式会社
代表取締役社長

「災害用トイレ等に関する協定」第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 支援協力期間
- 2 支援内容（トイレの種類・人員等）
- 3 責任者の氏名・連絡先
- 4 その他必要な事項

【担当者】

所属：
職氏名：
電話番号：
FAX：
E-mail：